

令和5年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和5年12月13日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長 金子 恵
委員 藤田 明美
委員 八木 亮三
委員 西岡 克之

副委員長 堤 理志
委員 岡田 義晴
委員 西田 健

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一

係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

参考人 河野 龍二

紹介議員 堤 理志

本日の委員会に付した案件

請願第2号 現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願

開会 9時27分

閉会 11時39分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

請願2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願の件を議題といたします。まず事務局から本日の流れについて説明します。

事務局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

本日の流れにつきましてご説明いたします。紹介議員ならびに参考人の方には既に入場、ご着席いただいております。流れとして、まず紹介議員の説明を行います。その後、続けて参考人の意見聴取を行います。委員長から参考人をご紹介いただき、委員長の指名により意見陳述をしていただきます。参考人の意見陳述が終わりましたら、紹介議員ならびに参考人に対する質疑を行い、質疑が終わりましたら休憩を入れて、紹介議員ならびに参考人に退出していただきます。休憩の後、委員会を再開して、請願の討論、採決、このような流れで考えております。

○委員長（金子恵委員）

お諮りします。ただ今の説明どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは議事に入ります。本請願について紹介議員の説明を求めます。

堤議員。

○議員（堤理志議員）

皆さんおはようございます。先般、請願人から健康保険証の存続を求める請願を12月の定例議会に提出したい旨の話がございました。具体的な請願事項を確認しましたところ、現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出することでありました。私も現在、健康保険証を廃止できる状況にはないと考えており、賛同する立場でありますので、紹介議員になることを承諾いたしました。現在、国において健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化する計画を進めようとしています。しかし、情報漏えいやひも付けのミス等が全国で判明しております。つい昨日、12月12日の報道によりますと、マイナンバーとひも付けされた健康保険証の情報について、政府が住民基本台帳と照合したところ、氏名などが一致しないケースがおおよそ139万件に上っていたと、こういう状況であります。こうしたひも付け誤りは、医療行為での診断や薬の処方など健康や命に関わる問題につながりかねません。こうした中で、本町の住民もマイナンバーカードの申請手続きをした後に、これを引き取りにお見えになっていない住民も少なくないということでもあります。また、政府が地方自治体に聞き取りした際に、本町は廃止を延期してほしいという回答をし、不安内容はどういうことなのかということについては、誤登録や個人情報漏えいなどカードをめぐるミス、対応であると回答しているとい

うことであります。まとめになります。現状のまま実施することについて町民の不安が払拭できていないこと、そして、長与町行政当局もこのまま実施すると混乱が避けられないと見ているということが実情だと考えます。こういう状況において、当面現行の保険証を存続させるべきと考えますし、そのことを長与町の住民代表機関である長与町議会の意思として、政府あるいは国会などに意見書を送付することで、今後の対応を求めるとするのが妥当であると考えるところです。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に参考人の意見聴取を行います。参考人のご紹介をいたします。本請願の請願者、西彼民主商工会事務局長、河野龍二様です。よろしくお願いいたします。参考人の方は着席のままで結構です。指名いたしますので、10分程度で意見陳述をお願いいたします。

それでは参考人の意見陳述を求めます。

河野参考人。

○河野龍二君

改めまして、おはようございます。まず、本日こうした機会を作っていただいたことに感謝申し上げます。先ほどご紹介いただきましたように、私は西彼民主商工会の事務局長をしております河野と申します。まず、私どもの団体の中の団体を説明したいと思います。西彼民主商工会は時津町に事務所を構え、東京にあります全国商工団体連合会に所属し、長崎県では長崎県商工団体連合会という県の団体を作り、そこに加盟する県内9事務所で活動しておる民主商工会であります。業務の内容は、中小零細業者の経営全般に係る相談業務また支援業務を行っております。ただ今のところ、西彼民主商工会では約130名の会員が所属しております。そうした中で、本日の請願でありますけれども、商工、中小零細業者の中ではさまざまな保険種に加入しております。国民健康保険または社会保険、さらには後期高齢者医療保険などなどに加盟しております。今回こうした保険証をめぐる問題で、私どもはやはり引き続き現行の健康保険証を残してほしいという要望をいたしております。意見陳述でありますけれども、皆さん方も既にご承知かと思いますが、本日の新聞報道でなされておりましたまさにこの内容が私どもの意見と総意することがあるということで、本日の新聞報道にあります中からその意見陳述を述べたいと思います。昨日、岸田首相が健康保険証の廃止を来年の秋に決断したということで報道がされました。だがマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の利用は低迷しており、顔認証のエラーなど医療機関のトラブルも多発していると。政府がマイナンバー保険証のメリットをうたう患者情報の活用も進んでいない。医療現場からは準備が不十分な中で見切り発車すれば、大混乱に陥りかねないと懸念の声が上がっているという報道がされております。もう一方で政府は自信があるというふうな中身で報道記事が書かれております。河野太郎デジタル相は12日の記者会見で自信を見せたと。リスクが多くあったわけではないと。総点検で見つかった誤登録計8,351件で、点検が完

了した情報の0.01%、デジタル庁の幹部は全国の自治体数から考えれば1自治体数当たりの数件だということで、非常に混乱はないというふうな形での報道をされておりますが、その中でも新聞報道の中では、点検対象は専用サイトのマイナポータルで閲覧できる情報のみで、他人に見られる恐れがある情報に絞ったためだけだが、国税関連などの他にもマイナンバーとひも付けられている情報は多く、誤登録が漏れなく洗い出されたわけではないというふうな報道もされております。今後とも、日常的に行われるこうした作業では、将来的にも手作業で行うわけですから、今後もそうしたひも付けの誤りがあるのではないかと。また、自動化するシステム導入にしても、この実現はめどが立っていないと。で、岸田首相はこのマイナ保険証の利点を挙げておりますけども、マイナ保険証を使っただけ、より質の高い医療などメリットを感じていただけるよう利用促進の取り組みを積極的に行うというふうな形で言われておりますけども、新聞報道では現状ではどうかということで、厚生労働省が11月に公表した調査結果によると、マイナ保険証を使うシステムがある892病院のうち、患者の同意を得て薬の処方歴などの情報を閲覧する仕組みを活用していると回答したのはわずか30%だと。活用しているとした病院に患者にとってのメリットの複数回答を尋ねたところ、特になし、分からないというのが半数に達したという状況です。新聞報道で、最後では不信があるという報道も書かれております。マイナ保険証の登録は7,100万枚を超えたものの、病院で実際に使う人は少ないと。月例の利用者でも4月が6%台だったが、マイナンバーのトラブルが表面化した5月以降は低下し、10月はわずか4.49%しか利用されていない。国民の中に不信感が強いと。従来のままの保険証を提示しているが圧倒的に多いということで、こういう報道がなされております。こういう報道の中身を見ると、やはり引き続き現行の健康保険証を存続することが非常に重要ではないかというふうに考えられます。併せて、私もこのマイナ保険証の中で、ある医療事務をされてる方からお話を聞きました。これ実際時津町の病院で医療事務をされている方なんですけども、コロナウイルスまたはインフルエンザ、こうした病気にかかっているのではないかと疑いがある方は、まず個人病院ですと院内に入れず、病院の外でまずそういう検査をされる。私もコロナウイルスに感染した経緯があって、駐車場で感染かどうかというのを検査されたんですけども、やはり院内に入れずというのは、他の人にうつさない、感染を広げさせないという形で院内に入れずという形を取っているんですけども、この医療事務の方は、その方が来られたときにマイナ保険証で来られたと。しかしカードリーダーは受付のカウンターに置いてあるわけですね。そこを通さないと、本人かどうかを確認できないということで、暗証番号をお聞きしたいです。そしたら暗証番号は分からないと。あとは顔認証でしか本人確認ができないと。従来の保険証ですと、そこに保険証番号があって、そこで本人が確認できるんですけど、マイナ保険証だとそれが出ないということで、顔認証ができないと。やむを得ず院内に入れずといけないということで、感染が広がるリスクがあるということで、病院関係者からもこうした懸念の声

が上がっておるということもお知らせしたいというふうに思います。こうした状況の中で、来春には保険証を廃止するというふうな決断がされてますけども、やはり地方議会の皆さん方が存続を求める意見書を多く出していただいて、ぜひ存続していただきたいという形で、意見陳述を終了させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

紹介議員の説明ならびに参考人の意見陳述が終わりました。

これから、紹介議員の説明ならび参考人の意見陳述に対する質疑を行います。どなたでも結構です。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この請願書についてお尋ねをいたします。請願書の中に「憲法13条の“すべて国民は、個人として尊重される”に基づけば憲法違反であります」。「政府がマイナンバーカードの取得を任意としたのは、憲法に抵触するからです」と書いてありますが、これは本当でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

本当かどうかというところでは、ここは私たちの思いを載せた文章であって、まずこの憲法に基づく解釈というのはそれぞれの解釈があるかもしれません。私たちはやっぱり憲法違反だという解釈をしているところでもあります。憲法13条が、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というのが条文になっております。この中でいろいろさまざまな裁判が行われてきた中で判例として、四つのいわゆる人権の問題が挙げられております。肖像権や名誉権、プライバシー権、あと自己決定権ですね。特に、最後の自己決定権、政府などの公権力に干渉されることなく、個人が人生における自己決定ができる権利、まさにここがマイナンバーに登録するかどうかというところは、もうこういう公権力に干渉されることなく自分で決められるんだということだというふうに思いますので、そういった意味からするとやっぱり憲法違反になるのではないかという思いで、こういう文章を書かせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

こういう公的な所に出すの部分で、思いを書く。で、憲法に抵触するっていう断言されてますね。今の答弁ではちょっとニュアンスが違います。で、13条というのは幸福追求権のことなんです。それはお分かりですかね。その抵触はしないんです。で、こ

ここではするって書いているんですよ。間違っただけの情報を与える。ちょっとこれ違うんじゃないかなあというふうに思いますけども。ましてやこういう議会という公式の場でするのは思っただけではいきません。きちんとした根拠のある文書を書いて出すというのが筋じゃないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

どのように解釈されるかは議員の皆さんに判断を委ねるところでございますけども、私たちはやはりその自分たちの思いを伝えないと駄目だと、請願というのはそれぞれの請願権に基づいて申し上げているわけですから、その思いを理解していただきたい。「抵触するからです」という文書がそういうふうに言われていますけども、ここも抵触するのではないかなというふうなところで「するからです」ともう断言したところがどうなのかというところだと思うんですけども、私たちはやっぱりそういう思いで、このマイナンバーそのものが任意だったというところでは、やっぱりこうした憲法に基づくとそうせざるを得なかったんじゃないかと思うんですよ。ただ、今回保険証を廃止するという形で進められると、マイナンバーに登録しないと保険証がもらえないという意味では、やっぱりそこに個人の尊重と公共の福祉というところの憲法には抵触するんじゃないかなというふうに思うんですよ。で、任意だったからこそ、そこでこういう制度が出来たと。それを強引に進めるとなると、これはやっぱり抵触する形になるのではないかなというふうな形で考えますので、こうした文書にさせていただいている状況です。正確かどうかというところはもう議員の皆さん方の判断に委ねたいというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

思っただけで進めるというのはいかがなものかなあと思います。と、もう一つ、これ経過措置も用意されていて、すぐこれに移行するというわけではございません。間違っただけの情報を書いているような気がいたします。また、国民の情報管理をする狙いがあるということですが、これは一方的な解釈でありまして、情報管理という一面からでは、この文面はいかがなものかなあというふうに思います。デジタル化というのは国の方針で、非常に情報管理だけを伝えておりますが、以前10万円の給付がコロナの時にあった時に、事務手続きだけで2、3カ月かかる所もあったんですね。こういうマイナンバーカードがあるということで、すぐ今後は迅速に国民に給付ができるということもあります。それに伴う保険証の移行でございますので、情報管理ということは当たらないというふうに思います。まずはその点をご指摘させていただきます。これを認めるということは、議会として憲法違反ということを認めるということになってしまいます。そこをよ

く考慮しなければならないというふうに思っております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

先ほども申しましたように、私たちはこの健康保険証、先ほどの新聞報道でもありませんように、大混乱するのではないかというふうな懸念が新聞報道でもなされております。各紙新聞を見させていただきましたが、各紙ともやっぱりそういうふうな情報、そういうふうな報道がなされております。今回の請願は、そういう中で健康保険証の存続を求めてほしいというふうな請願であります。マイナンバーカードについては、いろいろ個々にもご意見、それぞれ皆さんの、議員のご意見もありますでしょうし、私たちもマイナンバーカードについての取り扱いも非常に懸念しているところであります。ただマイナンバーカードが便利だからという形で利用している人たちを制限するものではありません。マイナンバーカードについては利用したいというふうに、身分証明に使いたいという、ひも付けもしたいという方であれば、そこは私たちはこの請願では問うているわけではありません。この請願で皆さん方をお願いしているのは、健康保険証の存続を求めてほしいという意見書であります。そこを十分ご理解していただきたいというふうに思います。「情報管理をする狙いがあるからと思わざるを得ない」と、ここもいわゆる思わざるを得ないということで、やっぱり私たちはこの部分を懸念しているわけであって、ここもそこを指摘されてますけども思いであって、私たちの十分な思いを皆さん方に理解していただきたいというふうに思います。これも新聞報道でありますけども、10月26日の東京新聞なんですけど、ここでは情報システム学会というところがやはりマイナの制度設計には根本的な問題があるということで警鐘を鳴らすということで、各そういう取り扱う機関といいますかね、そういう所からやはりその懸念の声が上がっているということもお知らせしておきたいと思っております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

ちょっと整理といいますか、ちょっと意見を申し上げさせていただきたいと思うんですが、請願と意見書の関係がちょっとごっちゃになってはいけないと思うので申し上げますが、全国市議会議長会の調査広報の本橋さんという方が議会運営Q&Aという中に書いてあることなんですけれども、請願というのは意見書を出して議決してほしいということを採用するか、不採用とするかというのが議決対象ですと。意見書案になりますと、今度は意見書案の内容が妥当か否かということが議決対象になるということが書かれてあるんですね。ですから、今回請願人が出されたこの請願の趣旨というのはあくまでも請願人の思いであって、そこが厳格な法的根拠は云々というよりも重いので、主義主張、思想信条の問題なのでここについては私もちょっと言えないんじゃない

かなと。で、問題になるのはこの下の請願事項の「現行の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出してください」というところが、課題になるというふうに私は専門家の方の、地方自治の全国市議会議長会の担当者の方の文章で確認しているところです。そこでぜひご理解いただければと私からもお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑ありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと今お聞きしたんで、あれなんですけども、私も現在マイナンバーカードは取得しておりません。それはやはり今、国の不備と、まだそれが払拭されてないということで私自身はまだマイナンバーカードは取得しておりません。これを今回の意見書を見ると、ほとんどの国民の方は私みたいな考えだと思うんです。憲法違反とかそういうことに関しては何ら思っていないと私は思うんですけども、今堤議員からそれなりのを今言われたんですけども、この意見書をまたいろいろこうそういう憲法違反云々を抜きにして書くっていう意見書を、変えて出すということは考えられないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

私どもの請願はあくまでも存続を求める意見書だということで、意見書案を添えさせていただけてますけども、これはあくまでも案でありまして、あとこの請願の取り扱い以後はもう議会の皆さん方に委ねるしかないというふうに思っていますので、意見書がその趣旨そのものがそう変わらないなら、意見書そのものはもう皆さん方をお願いするという形になると思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

お尋ねします。今年7月TBSで初代のデジタル庁の平井元大臣が保険証の使い回し、外国人による不正利用ということで、私も初めて聞いたんですけども、この保険証を病院等に出した回数が20億回っていうふうに、20億回ですね。うちその500万件が本人未確認で差し戻しということになっていると。私びっくりしたんですけども、こういう等に係る1,000億円の行政コストがかかっていると、その平井元大臣がテレビで言って私は「えっ」と思ったんですけども、この辺りの受け止めはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

以前から保険証の使い回しということで、確かに今の保険証は個人の写真があるわけでもないですし、第三者が持っていても分からないという場合があると思うんですけども、ここら辺はもうやはりモラルの問題だというふうに思うんですよね。で、先日の報道で外国籍の方がマイナンバーカードを偽造しているというふうな報道もありましたんで、私は今後そういった形での、外国人の方のマイナンバーカードを作るという報道もありましたんで、この先マイナ保険証でもそうしたことが起きる可能性もあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。ですからそこはやはり窓口なり医療機関での徹底した対応が求められる。それこそマイナ保険証になると顔認証もある、写真もあってという形になると、その被害は、もうここも申し訳ないです、その事実かどうかというとなると事実ではないかもしれませんが、私が考える上では被害が広がる恐れの可能性もある場合も出てくるのかなというふうな感じがしますので、これがマイナ保険証に変わることによってこうした問題が解決されるというふうには、解決される部分もあるのかもしれませんが、被害が広がる恐れもあるのではないかなという懸念はしております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

お尋ねいたします。マイナ保険証と従来の保険証では、22年9月末まで初診料がマイナ保険証21円加算ですけども、22年10月から初診料が6円に変更されます。従来の保険証は22年末まで初診料9円だったんですけど、今度初診料が22年10月から12円に加算されます。この差額は受診される方に不利益を被らせますよね。その点についてはどういうふうにお思いになりますか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

そこもやはり私は問題だと思うんですよね。やっぱりマイナンバーカードを作らないと、そうした不利益を被りますよという政府の姿勢もやはり私は問題視しなければならないと思うんですよね。やっぱり存続等と含めてそういった問題も解決するように政府としては考えてほしいと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今のご答弁はすり替えですね。私はこの差額についてどう思いますかっていう話を聞いておりました。それと、先ほど岡田委員の保険証の使い回しについて、マイナ保険証でも起きる可能性があるという聞きましたが、最初の参考人の答弁では、コロナの場合を例にとられて本人が確認できないと診療できないというふうに言われたんで、ちょっとそ

の辺に差異が生じると思います。それともう一つ、マイナ保険証を使うと、高額療養費制度の利用が簡単になるということもご存じですよ。その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

決してすり替えた内容では私はなかったと思います。やはりマイナンバーカードを作って、マイナ保険証を作らないと、負担の差が出るというふうなことこそ、根本的にやっぱりカードを作らないとあなたたちは不利益を被りますよというふうな制度なわけですから、ここはやっぱり政府としてはそこも見直すべきではないかなというふうに、結果的に強制的にマイナンバーカードを作りなさいというふうなことを行ってるわけですからね、その不利益を被るからという形で。そういうふうに私は考えております。だからそこが政府としてやっぱり見直すべきではないかなと。ここはちょっと請願趣旨とちょっと違ってきますけども、そこも含めて検討するべきではないかなと思います。あと、高額医療の問題ですけども、現状の保険証でも高額医療の請求は、マイナンバーカードだと単純にできやすくなるのかもしれませんが、現状じゃあ全くできていないかとなると、されている状況だというふうに思いますし、先日私も通常の保険証で高額医療の請求もしましたので、何ら今の健康保険証が残っていても高額医療の請求はできると思いますので、残すことで高額医療請求ができると思います。この保険証がなくなると逆にそういう意味では、資格確認証でどうなるのか、その辺は十分理解できないところなので、逆に不安が残るのではないかなというふうに思います。冒頭説明しましたマイナ保険証で本人確認ができなかったという部分、だからこれは病院側の内容なんですよ。改めて説明しますと、コロナウイルスにかかっているのか、インフルエンザにかかっているのか分からないという、高熱が出て病院に訪ねて行くと。ただ院内にはちょっと入れられないと。感染が広がるので。そしたら保険証を預かって、じゃあ暗証番号は何番ですかって聞いたときに、暗証番号は分からないというふうに言われた。カードリーダーはもう受付から動かせないらしいですね、あれそれこそパソコンとつないでますんで。カードリーダーで、顔認証で本人を確認しないと本人かどうか分からないと。で、通常の保険証ですと、そこの保険番号があつてそれで本人確認する、先ほどのちょっとこう、第三者の利用の部分もちょっと触れるかもしれませんが、結局、カード番号があれば本人確認をして、今までどおりですたいね、その医療行為が受けられるんですけども、番号が分からないもんだから、医療行為そのものできないと。で、感染が広がる恐れがあるんだけど、じゃあしょうがないと。カードリーダーで顔認証してもらえないということ、院内に入れなければならないという不都合が生じているというふうな内容なんですよ。そこは十分理解していただきたいと。保険証の使い回しの件は、さまざま、いろいろ議論があるかもしれませんが、そういう事情があつたと

しても、やはり先ほどの新聞報道でありますように、やっぱり保険証を多くの方が利用しているという状況の中で来年秋に保険証をなくすということはやっぱりぜひともやめていただきたいというふうな思いであります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

このマイナ保険証はスマホにも入れられるんですよね。今の保険証はそれができないんですよ。ましてや今言ったような使い回しも、どんどん出ております。その辺の便利さっていうのの追求をどうお考えなのかなあと。本当は本来そういうふうに進めていくべきですよね、日本の社会は。そこがもう決定、しかし決定しているものを今さら引き延ばしてくれていうのもいかなものかなというふうに思います。その点についてはどういうふうにお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

この点についても先ほど冒頭、新聞報道を使って説明させていただいたんですけども、マイナ保険証の登録は7,100万枚を超えたものの、病院で実際使う人は少ないと。いわゆる実際利用してないわけですね。で、4月が6%台だったと、利用者が。その後、マイナンバーのトラブルが表面化して5月以降低迷し、10月以降はわずか4.49%しか使っていないと。ポイントがもらえるということでマイナンバーに保険証登録したものの、従来の保険証を提示している人が圧倒的に多いというふうな新聞報道があるわけですね。そのスマートフォン等々に入れられるということで便利だからというふうな形で使う方は使って、先ほど言いましたようにマイナンバーカードの考え方と一緒に、それで使いたいという方は使っていただいても全然私どもはそこを否定するわけではないんです。ただやはりこうした状況の中で、これだけ多くの方が今の保険証を活用しているという状況の中で、保険証をもう秋になくしますよというふうな形の、これはやはりいかなものかなというふうに思っております。地方自治体のデジタル化の問題もちょっと出ましたけども、多くの皆さん利用されていると思うんですけど、利用できない方もいらっしゃるわけですね、そこを。そういう人も含めて、便利だからそれにしなさいというふうになるのもいかなものかなというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどちょっと同僚委員からも出たところと重なるんですが、大事なところですので

ちょっと確認したいんですが、今いただいたこの請願趣旨、表面と裏の意見書案、かなり文言的にほとんど同じだと思うんですが、請願書の一番下に請願事項とあるように、現行の健康保険証の存続を求める意見書を提出することを求められるものですよね。でするのでこの趣旨がかなってれば、意見書の案は書き換えてもよろしいと考えてよろしいんでしょうか。特に、先ほど同僚委員から出ましたが、特にその憲法違反であります。意見書案の方にもありますが、多分憲法違反かどうかというのを判断できるのは最高裁とかで決定した後じゃないかと思うので、これはちょっと難しいというか、書けないのかなど。あともう1点ちょっと気になるのは、3段落目に「国民多数が健康保険証廃止に中止・撤回の声を上げています」、これは根拠があるんでしょうか。その国民多数が、先ほどのお話で実際にはマイナ保険証使っていない、使っている人が数%っていうのはあったんですが、保険証廃止に中止撤回の声を上げているっていうのはちょっと違うのかなと思うんですね。でするので、この文言もちょっと難しいというか使えないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

まず、意見書案ですから、先ほど答えましたように、あとは請願の取り扱いも含め、意見書については議員の皆さん方に委ねるしかありませんので、そこについては先ほどの答弁と変わりありません。文章表現を変えられるとか、請願趣旨に大きく外れなければ、そこはもう委ねたいというふうに思います。国民多数かどうかというところですけども、現在ちょっと古いんですけども11月8日の段階で、地方自治体からいわゆるこうした意見書が上がっているのが91自治体なんです。多数かどうかというふうなところは、非常にそこも解釈の仕方かもしれませんが、やはり多くの地方議会でも懸念の声を上げているという意味では、多数の声ではないかなというふうに思いますんで、ここも表現、思いとしては多くの方がこうした懸念、心配してるというふうな形で、私たちもその署名に取り組んで、中央の方ではそうした運動といいますか、行動も行われてるようですので、多数というのが大多数なのか、一部の人間だけでも一定数があれば多数にはなると思いますんで、そういう表現にさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

今の件、今話があった多数か云々かっていうところなんですけど、ちょっと私なりに調べたところで共同通信の世論調査が7月16日の共同通信の記事がありますけれども、この中で現行の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、撤回や延期を求める声が計76.6%だった。これは6月の調査から4.5%増えたという記事もありますし、またその他の世論調査でもほぼこういう過半数以上の

ところで、やっぱり不安の声があるというのは事実として、各種世論調査でも明らかになっているというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。今の特に、堤議員の説明で、多数っていうのは一定判断していいのかなとは思いますが。意見書に実際、もしする時に残すかどうかはちょっと別ですが。あとは、請願は採択に当たって、実現の可能性があるかどうかというところも重要になるんですけれども、もう既に6月にマイナンバー法が改正されて、廃止は法律上は確か決定しているんですよね。当然、法律というのは改正はできるわけで、そういう意味かなと思うんですが、確認として、これを実現、健康保険証の存続というのを実現、可能性、どうお考えでしょうか。どういう手順とかですよ、どういう方法、方向性でなら可能か、ちょっとお考えがあれば伺います。

○委員長（金子恵委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

ここはその捉え方の問題でいろいろ分かれるかもしれませんが、議員必携によりますと、確かに妥当性がどうかという問題と実現可能性がどうかという問題が問われるというふうに書かれてあります。実現可能性っていうところで言いますと、私どもこのもともとの捉え方が請願で何かをなし遂げてほしい、何かを作ってもらいたいというようなことが請願として出されるということが前提で、それが実現できるのかっていうのが問われると思うんですが、今回の場合は物事を実現してほしいというのを求めているんじゃないくて、もともとあるものが変わろうとしている時にさまざまな矛盾がある中で、こういう矛盾がある中で変えるのは無理があるんじゃないかという請願趣旨事項だと思うので、そこは実現性という点では捉えなくてもいいんじゃないかなと。今回の場合は例外に当たるんじゃないかなというふうな気がしております。これちょっと私の見解です。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

実現可能かどうかというところは、もうここもこれはもう政府に委ねていかないと分からないところでありますけども、先ほど言いましたように、全国の自治体で91の議会がこうした意見書を上げていると。恐らくこの12月になるともっと数が増えてくるんじゃないかなというふうに思うんですよね。で、冒頭堤議員からも、自治体もやっぱり少なくとも延期してほしいというふうな声が上がってるという意味では、やはり今回岸田首相が決断したというのは、ちょっとやっぱり混乱をまたさらに招くんじゃないか

などというふうに思います。何よりもやはりその命に関わる医療のことですから、やはりなくなることで、さまざまなきちんとした医療が受けられないという状況をつくること自体がですね、やはり問題なのかなというふうに思いますので、ぜひ実現していただきたいなというふうに思いますので、ぜひこの議会としてもそういう思いを伝えて、実現を迫っていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

参考までに現行の健康保険証、今紙の保険証ですが、日本以外の諸外国というのは今どういふふうな状況で運用されてるか、分かる範囲で教えていただければ。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

ちょっとそこは調べておりません。ただ、よく言うアメリカなんかは国民皆保険ではないらしいですね。いわゆる民間の保険会社と経営して医療保険にかかるという形で、国民皆保険じゃないもんですから、非常に貧しい人は医療を受けられない、いわゆる保険に加入できない人は医療を受けられないという、病院に入院しても追い出されるといふふうな話を聞いたことがあります。ですから日本の国民皆保険というのは非常に素晴らしい制度だというふうに思いますので、まあ、それがマイナ保険証に替わることで変わるというふうには思いませんけども、そういう中で今まで個人個人がどれかの保険種に入るというふうな、健康保険に入るというふうな仕組みは非常に素晴らしい制度だというふうに思いますので、そういう答えにさせていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

先ほど91自治体が多数上がってるというふうに、請願の数がですね、おっしゃられました。日本の全体の自治体の数って幾らかご存じですか。もしお分かりになればその数の何%が請願を上げたのかっていうのが、お分かりになれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

河野参考人。

○河野龍二君

地方自治体の数は1,700ぐらいと言われておりますので、確かに91が多いか少ないかというところでは少ないと見る方もいらっしゃるかもしれませんが、私はやっぱり懸念されてこうした声を上げているというふうな意味では尊重すべき数ではないかなと。

で、これは11月段階のところなんで、12月になるともっと増えてくるんじゃないかなというふうに思います。多数の部分は、議会多数とは私は申し上げず、国民多数という声ということで、先ほどそれは堤議員の方から説明があった世論調査でその多数の数字は上がってるというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私の方で調べましたら5%だそうですね、伝えておきます。答弁は要りません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（西田健委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

30分以上のこの長い質疑の中で、さまざまな質疑が出たことで重なる部分も多々あるかと思いますが、幾つか質問させていただきます。この請願趣旨の中で一番気になる部分というのが、来春以降はマイナンバーカードを持たなければ保険診療が受けられないという部分、それに対してマイナンバーカードを取得を事実上強制するものという部分がありますが、趣旨に関しては思いであるということはお聞きしたところですけれども、実際にこれを読んだだけでは、やはり何か思いだけでは一概に良しとはできないのかなというところ、これでは納得できないのかなというところがちょっと気になる部分なんですけれども。こういうふうな文言を使わざるを得なかった、こういう文言を使ったその理由、なぜ事実上強制なのか、なぜ保険診療が受けられないのかという部分についての考えをお聞きします。

○委員（西田健委員）

河野参考人。

○河野龍二君

この時点はちょっとタイムラグがあったといいますか、マイナンバーカードを持たなければ資格確認書を交付されるということで、医療そのものは受けられるというふうな形にはなると思うんですけども、以前は資格確認書が申請主義だったという話で、それがちょっと変わって全国的に交付されるというふうな意味では、診療は受けられるというふうにはなると思うんです。そういうふうなちょっとタイムラグがあったという部分と、あとやっぱり後半はマイナンバーカードの取得を事実上強制するものになるだろうというふうになるんですよね、保険証がないという。で、資格書も5年の利用ができるというふうになっていますけども、やはりその資格書しか交付されないという意味で

は、私はまたさまざまな問題が出てくるのではないかなというふうに思いますので、やっぱり事実上マイナンバーカードの取得をしないと保険証がもらえないというふうな意味では、強制するものではないかなというふうに思います。以上です。

○委員（西田健委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の部分は、思いということで書かれているので致し方ない文書になってしまうのかなというふうには考えておりますが、もう1点、政府がマイナンバーカードの取得を任意としたのは、憲法に抵触するからというふうな文言を使われておりますが、思いとして参考人がこの憲法に抵触するという部分はということをおっしゃっているのかをご説明ください。

○委員（西田健委員）

河野参考人。

○河野龍二君

憲法13条のことで先ほども説明させていただいたんですけども、マイナンバーカードの取得というのはあくまでも任意だったわけですよ。任意というのは取得してもいいし、取得しなくてもいいという任意。先ほど憲法13条の中でいわゆる判例上でいろんな人権の権利が四つあるということで、最後に自己決定権という、政府の公権力に干渉されることなく個人が人生における自己決定できる権利ということで、任意ですからどちらでも構わないというふうになっていたのが、今回やはり、だからそこがマイナンバーカードは憲法に、そういう制度が出来たのではないかなというふうに思うわけですよ。どちらでもいいから、そういう人権を干渉していないというふうな形でですね。ところが、やはり実質このマイナンバーカードを作らないと保険証がもらえないというのは、やはり公権力の干渉かなというふうにちょっと思うわけですよ。そういう意味では、憲法に抵触してるとはのではないかなというふうに思うんで、そういう答えでよろしいのかどうか、以上です。

○委員（西田健委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

マイナンバーカードを推進している、任意ではありますがけれども、このカードというのは一般的には識別情報を一元化するっていう意味合いもあると思うんですね、制度として。その中で行政の効率化とか社会保障の向上、統計情報の収集ということで挙げられると思うんですけども、この趣旨の中に国民の情報管理をする狙いがあるというふうにされている思いというのは、どういうところにあられるんでしょうか。

○委員（西田健委員）

河野参考人。

○河野龍二君

今のところちょっと資料がないので十分な答えになるかどうか分かりませんが、そもそもマイナンバーカードが導入されようとした時に、やはりこうした情報管理をする狙いがあるんだというふうな形で言われてたのでそこだろうかと、私もそういうふうには思っていますので、そういうふうには書かせていただきました。何度も言うようですが、今回の請願はマイナンバーカードそのものを何とかしてほしいというふうな請願ではないということを改めて強調したいと思います。少なくともマイナンバーカードを利用して便利だと、利用したいと。マイナ保険証も作ってそれを利用したいという人はもうそれで社会的に非常に安心して生活できているなら、それでいいと思います。ただ、やはり多くの方がやっぱりその保険証を残してほしいというふうに、利用者も少ないという意味では保険証を存続してほしいということで、マイナンバーカードを、文書上はそのマイナンバーカードの部分表現せざるを得なかったところがあったんですけども、請願趣旨としては、保険証の存続をしてほしいということなんで、マイナンバーカードそのものに対していろいろ議論すればちょっと難しくなるかなと思いますので、そこら辺は十分理解していただきたいと思います。

○委員（西田健委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

最後にしたいと思いますけれども、答弁の中でも都度出てきたようなんですけれども、現行の保険証を2024年に廃止して、そのマイナンバーカードと一体化するという方針を当面維持するというので、岸田首相の方が示されましたけれども、同時に期間が、さらなる期間、マイナンバーカードのみになるというその期間っていうのを、その期間がまだ必要ということであれば見直しも含めて適切に対応するというふうなことも申しえています。これはその状況に応じて、改めてその対応を考えるということだというふうに思うんですけれども、その柔軟な対応に対する余地を残している部分に関しては、この請願を提出しなくても、政府の方がその意思を酌んでくれるのではないかとというふうな考えもしております。で、実際にマイナンバーカードを保険証として利用したことはありますけど、なかなかスムーズに使えていないというのがもう自分でも実際に感じたところですし、これが高齢者となるとやはり使いにくい点もあると思うんですけれども、今後医療DXのことを考えると、議会の中でもDXの推進というのを言われておりますが、それを考えるとやはり推進していくっていう方向で、同じく考えはお持ちなのだろうと。保険証を存続させるということで、最終的にはマイナンバーカードに一体化させるっていうところでの結論としての考え方はどうお持ちでしょうか。

○委員（西田健委員）

堤議員。

○議員（堤理志議員）

これは、私は世の中のデジタル化の流れというのを一概に否定することはできないし、その利便性、メリットというのがありますので、今後一定そういう方向に進んでいくのはもうマイナンバーカードに限らず、もういろんなことがもう進んで、デジタル化、情報技術の進展に伴って進んでいくというのはもう当然の流れで、我々も実はスマートフォン等でそういう恩恵にあずかっております。ただ、今現状問題になってるのはこの制度の切り替えの時にあまりにも拙速過ぎて、現場が長与町の担当課は混乱してる、住民の理解もまだまだ得られていないし、どうなのか、私の情報が漏れるんじゃないかという不安ある。そういったものがきちきちっと払拭されていく中で改善されていけば、やがてもう大丈夫だなという時が来るかもしれないので、それはその時であるかなというふうに思うんですが、現状では、そういう状況に至っていないので、ですから議員必携にも書かれてあったんですけども、その時その時の問題点や課題を地方から国に上げていって、こういう問題で現場は困っているんですよということが、国でもこれは慎重にやっぱり取り組まんといかんなど、こういう問題点があるんだなということを、国において国会や政府できちっと議論をして、我々は国の制度を変える権限も何もないもんですから、できることはそういう現場の実態を国や国会に伝えていくというのが大事な仕事かと。その手段が意見書ではないか、請願を採択して意見書にするということだというふうに理解をしております。以上です。

○委員（西田健委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

河野参考人ならびに紹介議員におかれましては、大変お忙しい中に本委員会にご出席いただきありがとうございます。以上で請願2号に係る紹介議員の説明ならびに参考人の意見聴取を終了いたします。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時45分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

西田委員に副委員長をしていただいておりますけれども、副委員長堤委員が戻りましたので、ここで、堤委員に副委員長を交代します。それでは、これから、請願第2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願の採決をするところですが、基本条例第11条により、自由討議というものがありますので、議論を深めるためにも良い機会だというふうに思いますので、ここで自由討議を行いたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではよい機会ですので、自由討議に入りたいと思います。

各委員からそれぞれお考えを聞いて、それぞれの考えも深まるのかなというふうに思いますので、どなたからでも結構です。何かご意見を、自由討議の方ですね、討議の方したいと思います。いずれでも結構です。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

マイナンバーカードに関しては、私も西岡委員が先ほどおっしゃったように便利に使っています。病院に通うようになって、免許証を持たないので身分証に使えたり、あとは通院でも使ったり、薬を出してもらうのも早かったりと、すごく便利に使ってますし、家族全員持っています。うちの父も81歳ですけど、私たちよりも早く、何かもうそういったことに抵抗がないので、81歳ですけど使っています。ただ、そういったご年配の方だったりとかでそういった新しいものに対してちょっと不安がある方、そういった、先ほど岡田委員が言われたように、あのカードの中に入っている情報はそう大したものではないので、そういった不安が払拭されていけば普及されていくし、普及していくものだと思います。そういったシステムを作っている業者から言わせると、誤登録だったりとかそういったエラーが起こる率というのは今の時点では想定範囲だったというふうなお話も伺っています。なのでいずれはマイナンバーカードが普及していくと思っておりますし、そうでないと医療現場だったりとか役場の現場だったりとか、仕事も煩雑になろうかと思しますので、普及していくというふうに考えています。それで、そこに反対はないんですが、ご不便に感じていらっしゃるそういった高齢者の方だったりとか、不安がある方に対してはそのまま、当面延期していいのではないかなというふうに、現行の保険証を使えるように当面はそれでいいのではないかなというふうに考えてます。以上です。

○委員長（金子恵委員）

他に。順番にいきましょうかね。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

私は先ほども述べたとおり、どうしても保険証の使い回しとか、外国人による不正利用ということで、やはり500万件の本人確認差し戻しっていうのは大きな数だと思います。よってこれに係る行政コストが1,000億円ということで、やはり恐らくこの初代のデジタル庁の平井大臣が、いわゆる番組で初めて言ったんでしょうけども、やはり我々地方に住んでいますと、紙の健康保険証に何らこれを使い回したっていう人はあまり聞いたことはないんですね。ところが首都圏、東京、千葉、埼玉、神奈川に3,000万人以上いるということは4人に1人の日本人がそこにおいて、外国人が300万人近くいるということになったら、やはり事情が違うのかなということで、岸田首相はどのように急ぐというか、やっているということにおいては、地方においても我々も一国民

である以上、税金についての問題がこの1,000億円というのがものすごく私は響くので、やはり紙の保険証というの問題をやっぱり引っかかるんですね。長与町にいると何か素朴な感じで「ん」と思うんですけども、やっぱり全体として見た場合に、やはりこれが制度疲労というんですかね、保険証の制度疲労じゃないかなと私自身はそう思っていますね。マイナンバーカードのいろんな不具合っていうのも藤田委員が言ったようにいわゆる想定内で、長与町でいったら人口の割合からいったら3、4人に当たるということがどうなのかなということで、やっぱり中央と我々地方との温度差というもので見ているんですけど、やっぱり全体日本国民としての考え方としたら、私はどうかなというふうなことを思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

それでは次に、八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の請願の趣旨もそうですし、採択するかどうかっていうのは、あくまで現行の保険証を残すかどうかということですよ。ですので、別にマイナンバーカードが駄目ということでもないですし、マイナンバーカードと保険証をひも付けることそのものが駄目とか、それはすべきではないということじゃないんですよ。要するに、マイナンバーカードやそれを保険証とひも付けて使うことが便利だと考える人はそうすればいいだけで、そもそもマイナンバーカードそのものに保険証をひも付けるのも本来的には任意であるべきなんですけど、ただ、あえて当然ここまで現行の保険証の存続を求めるのは、当然この6月の法改正でもう廃止する方向になっていることは当然なんですけど、そもそも任意であるはずのマイナンバーカードの強制的な取得に当然これもつながるんですよ。なので、ここが非常に問題であって、実際に保険証を今もマイナ保険証を使うか現行の保険証を使うかで、もう初診料が違ふと。これもさっきのとおり政府が意図して格差を作っているわけですよ。当然マイナ保険証にしないと不利益がありますよっていうのをつくってるわけで、もうほぼ実質的にマイナ保険証ならびにマイナンバーカードの普及を事実上義務化するような方向性で、それがまずもって問題だと思います。先ほど質疑等の中で、そんなに大きな情報は、重要な情報はマイナンバーカードにないというようなご意見もありましたけれども、このマイナンバーカードの保険証利用する時に、カードの中にいろんな診療機関を受けた時に全部の履歴が残る。で、どこかの病院に行ったら、その他の病院で受けた病歴も見れるということになってます。ただ、今普通の健康保険証で何か受診した時はその病院で受けるのに必要な情報だけ本人が言えればいいですよ。これは他の情報というのは例えば精神障害であったり、たとえそれが他の医療機関、医師であっても知られたくない情報というのがあって、それを守るのがプライバシーの保護なんですけど、それができなくなる。ただこれをマイナ保険証を利用する場合でも、他の診療機関に他の診療機関の情報病歴を渡すことに同意するかしないかは選べると。ただし、これやっぱりマイナ保険証にしても同意をしなかったら、さっきの初

診料等で紙の保険証と同じ扱いになる。やっぱりこれはもう単にマイナ保険証を普及するだけじゃなくて、いわゆる情報の提供にも同意することまでも含めて義務化しているようなものなんですよ。これも非常に問題で、やはりこれについてはプライバシー権の侵害に当たるとも考えられますし、私もマイナンバーカードという制度そのものは、正確な税の徴収であったり、先ほどありましたけど給付金等の支給のスムーズ化というのに便利ではあるので、全然その制度そのものとかカードは分かるんですが、これも当然そういうスムーズに給付してほしいかどうかは個人個人が選ぶことであって、決して強制することでもない。なので、こういった本来の任意であるものに対して、言ってみれば国民皆保険制度というのを逆手取って、これを作らなければ保険診療は難しくなるとか、格差がつくってというのは、非常に政府の方針として問題もありますし、実際にそうすべき必要がないんですね。岸田首相も健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置を完了することが大前提と本人が言ってるんですが、全然払拭されてないんですよ。なので、来年秋とかっていうのは到底無理だと思いますし、少なくとも不安を払拭することは大前提と言っていますが、一言で言うと不安を払拭するには不安のある人には健康保険証を使えるようにそのままする、これが一番ですから。そう考えても、この現行の健康保険証の廃止はやめるべきだと思います。

○委員長（金子恵委員）

それでは次に、西田委員。

○委員（西田健委員）

私は先ほど申し上げたとおりなんですけども、今回請願に関しては基本的には賛成なんですけども、中身は。ただ文言で、これを見直してもらいたいというのが私のあれなんで、このままでは私はこの請願に対しては否決したいと思っています。ただし文言を変えれば、私としてはこれは賛成をしたいと思っております。簡単ですが、以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

問題がマイナンバーカードの云々という形で捉えられがちなんですけど、請願の趣旨は現行の健康保険証の存続を求めるといって請願なんです。だからちょっと整理しないといけないと思います。健康保険証はもう廃止って決まっています。これ総理が言っているんです。総理が発言しているし、本日の新聞では首相は国民の不安払拭のための措置の進捗状況を踏まえ、法令に基づき予定どおり健康保険証の発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するって総理の発言がありまして、これはもう法律なんです。大臣の発言は、条例、政令に当たるのかな、発言だけでも。で総理の発言それよりも重いんですよ。だからもう法律がここで出来てしまっているって形に理解すべきなんです、我々は。それに対して、現行の保険証の存続を求めてくれっていったら、法律違反をしてくださいますということになるんですよ。そういうふう

に理解すべきなんです。で、またここの請願に戻りますけども、憲法13条のことも書いていますし、これを純粹に請願で上がってきたんですから、これから読み取らなければならないというふうに思います。まず憲法13条を云々って書いてることは、我々が議会としてこれを上げるということは法律違反をしてもいいですよって、憲法の13条にも抵触するっていうふうになりますよというのを我々から発信することになるんですよ。そこを委員の皆さんは理解しなければいけないと思います。もう一つ、下から4行目に国民多数が健康保険証廃止に中止、撤回の声を上げていますって書いてますでしょう。これ先ほど、自治体の数でいけば5%の自治体しかその請願を上げてないということなんです。だからほとんどの自治体は上げていないんですよ。それをまず理解しなければならないと思います。純粹に請願の文章から見ると、先ほど参考人は思いを載せたって言っていますけども、その思いを理解するということが、法律違反をしてもいいということになるんじゃないかなというふうに私は思います。だから肅々とこれは進めていかなければならないんじゃないかなと思いますし、代替措置もたしか出来ているんですよ、それは。だからそこも尊重しながら、我々は判断していかなければならないというふうに思います。討論じゃないんですね。一応、そこを思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

紹介議員ではありますが、一応委員に戻っておりますので。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

紹介議員の席でも申し上げましたけれども、逐条解説的な、これは資料の中では請願ってというのは、主にこういった内容の請願事項についてこれを意見書として提出して議決してほしいということを採用するかどうかというのが対象だということで。私はこの請願趣旨に書かれてあることの一言一句というのは、あくまでもその方の主張とか思いとかが当然入る、これは何人たりとも侵すことができない権利ですよ。それはもう我々がそこをとやかく言うことはできないし、そこにやっぱり異議があるんだったら、その後の意見書の中でみんなが合意できるものに変えれば、請願人もそのことはそこはもう自由に変えて、ただ請願事項って言うてることからまるっきり変わってしまうのはやっぱり駄目ですけども、ということでは言われました。今回、請願事項というのが、いろんな思いに全部もう丸ごと飲めってということじゃないと思うんですよ。請願事項はあくまでも、現行の健康保険証の存続を求めるという意見書を国にぜひ出してほしいというところなので、私はそこを酌んで私の思いとしては採用してもらって、その後の意見書を作る段階でやはり制度に反対の方でも賛成の方でも、恐らく現行のまま突っ走るといふところについてはちょっとどうなのかなという、やはり改善したりとかいろんなことを対応しないと住民の不安も払拭ができないし、役場の混乱ももう火を見るより明らかだということから、ぜひそういうふうな、あまりこの請願趣旨、出された方のこの思いの部分のここは違うといふところじゃなくて、基本的なところを踏まえて

ぜひみんなで検討して行って、良いものができればいいなというふうに思ってるのが私の意見です。以上です。

○委員長（金子恵委員）

今、それぞれ委員の方に自由討議ということで、討議をしていただきました。それぞれが討議していただきましたけど、お互い意見を聞いて、いろんなご意見があろうかと思えますけど、何かありましたら。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の討議の中で、法律でもう決まってるというお話がありましたけれども、法律っていうのは当然改正ができるわけで、もちろんすぐじゃなくても、現行の保険証の廃止は来年の秋と一応予定されている。来年の秋までに法改正がなされれば、当然存続という方向性もある。なので今意見書をこうやって地方議会から上げることによって、そういう法改正への影響というとあれですが、求める声として国会、政府に届けるという意味は重要で、法律で決まってることをもう言っても駄目と言い出すと、請願では法律で決まってることはその改善等を求めることは一切出できなくなってしまうので、それはちょっと違うんじゃないかなということと、あとは確かに私も先ほどの質疑、請願人と紹介議員のところの質疑で申しあげましたけれども、請願の文章そのものは確かにちょっとオーバーというか、厳密に言うと主観的な部分でどうかなと思われる表現がありました。先ほど質疑の中で、それは意見書の方は書き換えて構わないと明確に請願人も言っておりますし、趣旨は保険証を存続させるかどうか、そこをしっかりとすれば、当然他の同僚委員の中でもありましたとおりの賛成できるというものもあって、そうやってみんなが合意できるものを形成していけばいいんじゃないかと思っております。あと1点は、多数という表現がどうかということがあって、確かに地方議会でこの同様の意見書の請願を採択したところは少ないですが、そもそも請願というのはあって初めて発生しますし、全自治体で同じ請願が発生するわけではありませんし、世論調査の結果、廃止しない方がいいというような、言ってみれば、ちょっと正確には先ほどの質疑、記憶してませんが、存続した方がいいというどちらかという方向の意見が世論調査で76.6%あるということは、もうこれは多数と言ってもいいのかな。ただ、例えば3割でも、国民の例えば3割だと4,000万人とかなるんで、どれをもって多数かはもうここは難しいですが、少なくとも地方議会の議決数では測れないと思いますね。例えば今、戦争が起きてることに対して世論調査をすると、例えば政府にパレスチナの戦闘停止を求める外交努力をしてほしいという人が35%ぐらいいたそうですけど、かといって地方議会のそれぐらいの割合で政府にその外交努力を求める請願が上がるわけではないですし、ちょっと請願数では測れないのかなと思うのは、個人的に思うところです。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

世論調査もやる機関によって、全然違って来るんですよ。反政府っていったらちょっと言葉が大きいかもしれないけど、その世論調査をする機関において、公平な世論調査をするところと、ちょっと違うよっていう世論調査をするところがあるんです。我々そこを見とかないと、世論調査の中身が全て受け止められるっていうわけではありません。それは皆さんよくご認識ください。極端に言えば、Aという新聞社が世論調査したらどうも政府とは違う考え方の意見を多数取り入れると。テレビ局でもそうなんです、こういうことがありましたよっていったら、インタビュー数の数のほんの少しをのせるっていう、で大半のところ都合が悪いところは載せないという、そういう情報操作があるので、世論調査での出所のところを見ないとはっきり言えないと思います。今先ほど後で法律は変えればいいという、確かに私もそうだと思うんですよ。法律がもし出来てこれが不備だになっていう時は意見を出せばいいことで。ただ、今作ろうとしている法律ですから、それはまだまだ運用もしていないので、今からそれを何だかんだっていうのはちょっと違うのかなと思います。それと何度も言うように、この文面から意見書っていうのは、次のステップのものなんです。この請願から判断しなければなりません。これには何回も言うように憲法違反であるとか、国民多数とか、そういう言葉を使って書いているので、それはもう純粋にこの文面から判断するしかないんじゃないかなと私は思いますね。以上です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

請願も必ずしも紹介議員と請願人を呼ぶわけじゃないので、場合によって変わってくるのかなっていう面はありますが、今回はあえて委員会として請願人、紹介議員を呼んで、質疑をすとしたわけですから、それだけ関心もあるとか、重要なことだと判断されて、で、その質疑によってそういった例えば文言がちょっと問題があるんじゃないかとかっていうことに対して一定の答弁があって、一定、人によるんでしょうけど、委員によるんでしょうけど、納得した人もいると思うんですね。なので、質疑を行ったわけですから、文面だけではなく、その内容、回答、質疑の内容も踏まえて当然判断すべきかと、もちろん私はそう思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の件でちょっと確認なんですけども、今、出ている請願については、例えば可決否決になるか分かりませんが、この文面を変えるっていうのは、私は文面を変えては

しいというのがまず一番の条件なんですけども、これは今回のもうすぐ審議されるんですけども、これを含めての賛成か反対かというのじゃないんですよ。あくまでも今現在出てる請願に関して、考えればいいということでもいいんですね。了解しました。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですかね。他にありませんか。

それではこれで自由討議を終了します。

これから、請願第2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私は本案について反対の立場で討論させていただきます。我が国において現行の健康保険証については令和6年秋をめどに廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナンバーカードに切り替える方針を示しています。従来の保険証でも受診することは可能であり、また保険料を納めている方が保険診療を受けられるということは当然であると政府としても承知をしており、受診する権利はしっかりと保障されております。マイナンバーカードの健康保険利用を加速していくために、顔認証つきカードリーダーは医療機関に、薬局に、無償提供してね、病院で3台までという台数制がございますが、それ以外の費用は補充を拡充していくとの施策を展開しており、スムーズに移行ができるよう対応策を整えているところであります。また、現場の医療関係者との意見交換でも、より良い診療を受けることができるようデジタル化を進めていくことが重要だとの指摘も受けており、デジタル社会の実現に向けて施策が進められています。健康保険証の廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提との方針にのっとり、秋にも完了するひも付け総点検と、その後の修正作業を政府全体でしっかりと取り組んでいるところであります。総点検および作業の状況を見極めた上で、さらなる期間が必要と判断された場合は必要な対応を行う方針であります。また、マイナンバーカードと一体化した保険証を持っていない人全てに代わりとなる資格確認書を発行し、有効期間やカードの形状も今の健康保険証を踏まえたものにするなど、きめ細やかな対応がとられています。今後も国民の皆さまに対しても、マイナンバーカードの保険証利用のメリットについて、丁寧な周知、広報に引き続き取り組むとの方針であります。以上の点を踏まえ、政府の方針に明確な相違点がありますため、本請願に賛同することは適切ではないと判断し、反対といたします。以上。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私は、請願第2号について採択すべきという賛成の立場から討論いたします。本請願は、マイナンバーカードに健康保険証の機能も一体化することに伴う、現行の健康保険証の廃止に対して反対の意見の提出を求めるものですが、廃止を決定した岸田首相自身が、健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置を完了することが大前提と述べている中、今月12日の報道によりますと政府の総点検によって、マイナンバーカードと保険証や障害者手帳などの情報の誤ったひもづけが約1万6,000件も発生していることが判明しており、国民の不安が払拭されているとは到底言えず、首相がいう大前提がそもそも現状成立していないと考えます。病歴や診療、薬剤情報が誤ってひも付けられることは、現実的に国民の健康と命に関わる可能性があるとともに、それら重大な個人情報提供に同意しなければ診療の費用に差がつく制度は、プライバシー権の侵害であり、憲法25条で国が保障すべきとされている国民の受療権、診療を受ける権利ですね、と国民皆保険制度を脅かすものです。岸田首相は国民の不安を払拭すると言いますが、最大の不安払拭は健康保険証を残すことですので、再度の法改正によって現行の健康保険証廃止を撤回すべきであり、それを求める意見書を提出することには賛成いたします。請願というのは、願意の妥当性、実現可能性、町村や議会の権限事項に属するかということも採択不採択の基準になりますが、願意の妥当性は今申し上げましたとおりで、実現可能性も法改正もなされ、政府も発表したものではありませんが、まだ約1年の猶予もあり実施されておらず、それまでの法改正によって実現の可能性は十分にあると。また権限事項かということ、当然国民皆保険制度に関わる事項でありますので、長与町民にも広く関連するものと考えます。このようなひも付けの誤り、ミスが多数起きている状況にありながら、国や行政の瑕疵によって個人に損害が生じて、国は一切責任を負わないという、まるで国家無答責の法理のような制度は到底信頼を持てる制度設計ではないと考える国民がいても自然なことだと思います。現状では少なくとも廃止に至る準備はできていないと考えますので、現行の保険証を残すことに賛成いたしまして、請願についても賛成いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は起立願います。

（可否同数）

採決の結果、賛成反対が同数です。よって、委員長が本件に対して裁決します。

請願2号現行の健康保険証の存続を求める意見書提出を求める請願については、委員長は不採択すべきものと採決します。よって、本請願は不採択すべきものとするに

決定しました。

これで請願2号の審査を終了します。皆さまお疲れさまでした。

本日の会議は以上で終了します。

これで、総務厚生常任委員会を閉会いたします。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 11時39分)